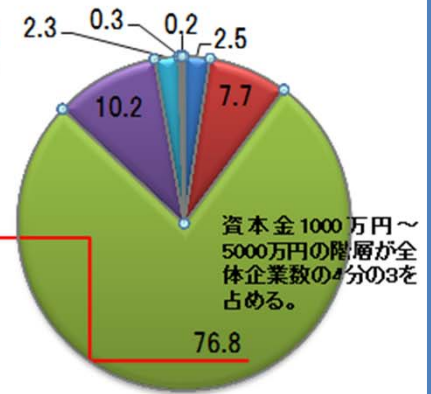


**(一社)全国建設業協会**

- ・全国建設業協会の会員は、47の都道府県建設業協会構成。
- ・47都道府県建設業協会の会員企業は、大手から中堅・中小までの建設企業で構成しており、会員企業総数は19,250社(平成28年6月現在)。

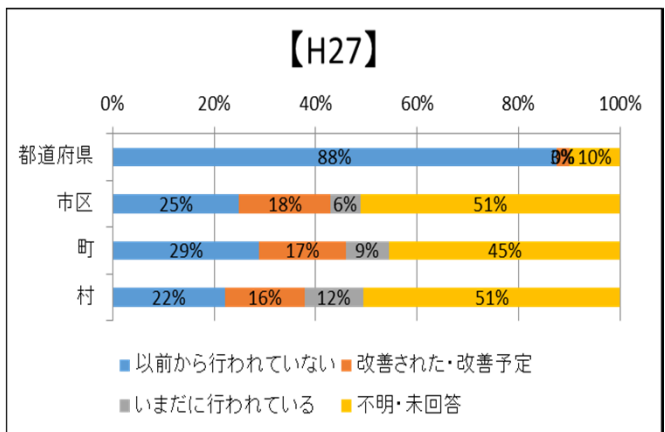
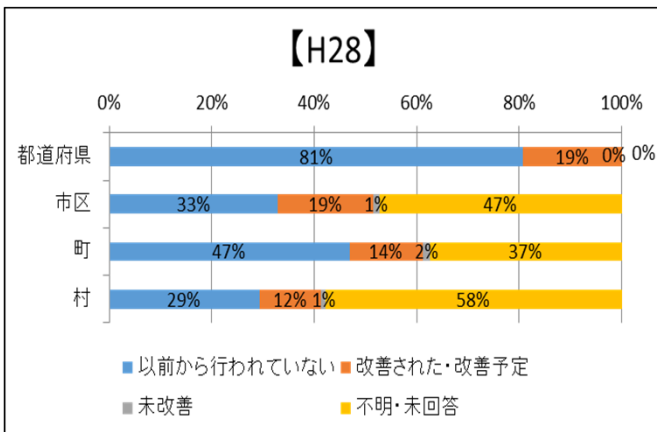
資本金階層別 会員企業数の構成比  
資料：全国建設業協会(平成28年6月)

- 個人
- 1000万円未満
- 1000万円～5000万円未満
- 5000万円～1億円未満
- 1億円～10億円未満
- 10億円～50億円未満
- 50億円以上



**○歩切りの根絶**

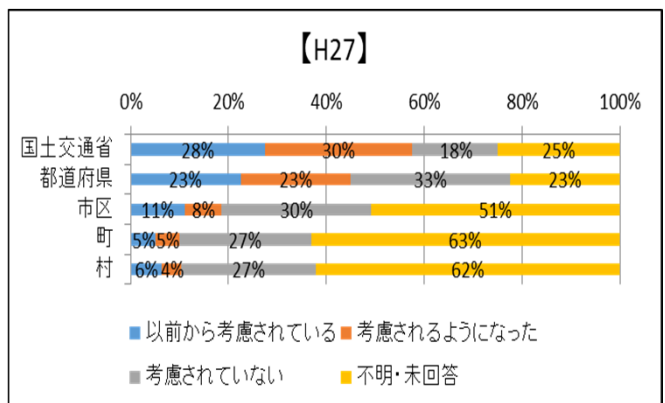
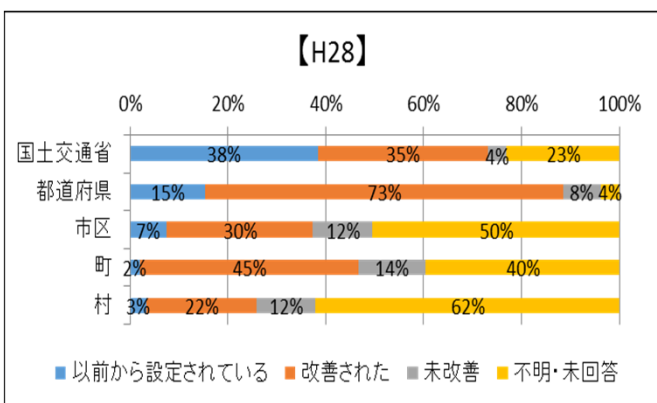
・歩切りの状況について



改正品確法等の効果に係るアンケート(全国建設業協会調べ(平成28年9月))

**○予定価格の適正な設定(適正な工期)**

・現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期設定について



改正品確法等の効果に係るアンケート(全国建設業協会調べ(平成28年9月))



## ○官公庁施設整備における発注者のあり方について

公共建築工事において

「1. 発注者の役割」を明確化にし、「2. その役割を果たすための方策」を提言(答申:平成29年1月20日)

(現状と課題)として

- ・国、地方公共団体の発注者の体制は多様(市町村3割で技術者ゼロ)。
- ・コンサルタント業者に依存しており、実態を把握していない。
- ・そのため発注者のチェック機能がなされていない。

発注者支援の強化をお願いしたい。

## ○公共建築工事における「営繕積算方式」

- ・現場実態に合った共通仮設費の積上
- ・適切な工期設定や市場価格との乖離が認められる工種の見積活用
- ・物価上昇等への的確な対応
- ・最新の国の積算基準(一般管理費等率の見直し等)の適用

地方公共団体への普及・促進を今後ともお願いしたい。

## ○入札時積算数量書活用方式の導入

- ・平成29年4月1日から本実施

地方公共団体への普及・促進をお願いしたい。

